

第二節 監視及び警戒とその措置

1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。
- (2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ①堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ②漏水
- ③越水（堤防からの水のあふれ）
- ④深掘れ（洗掘）
- ⑤橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
- ⑦取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ⑧流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ⑨流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫（排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第三節 水防団等の出動

1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 県水防計画に定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（134頁、135頁）
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。（134頁、135頁）
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

3 準備及び出動の内容

水防団等は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市町村等関係機関に報告すること。

第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作

水こう門、排水ポンプ場、ダム、ため池等（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあつては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し

(1) 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領

第1 （目的）

この要領は、知事が管理する樋門、水門（以下「樋門等」という。）及び防潮扉、角落し（以下「防潮扉等」という。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

第2 （定義等）

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める基準による。

- (1) 樋 門 堤体内に暗きよを挿入して設けられるもので、その径間または内径（以下「径間」という）が概ね1メートル以上のもの。
- (2) 水 門 堤防を分断して設けられるもの。
- (3) 防 潮 扉 堤防開口部に設けられるもので、人、車の通路用として扉を設けたもの。
- (4) 角 落 し 堤防開口部に設けられるもので、差込板を落とし込むことにより締め切るもの。

第3 （操作）

樋門等の操作については別添2の「樋門等の操作委託契約書」により、防潮扉等の操作については別添3の「防潮扉等の操作委託契約書」により、それぞれ地元市町村長に委託するものとする。

なお、樋門等と防潮扉等をひとつの契約書により委託する場合は、別添4の「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」（樋門等と防潮扉等を併せた場合）により、地元市町村長に委託するものとする。

第4 （委託に要する費用）

樋門等の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、防潮扉等については無償とする。

第5 （定期検査及び維持修繕）

樋門、水門、防潮扉及び角落しの定期検査及び維持修繕は、管理者（県）が行うものとする。

第6 （準用規定）

第2に定める施設以外の施設（第2(1)に掲げる規模未満のもの（樋管）等）であつて、周囲の地形地勢から判断して、小規模な施設ではあるが、水防等の範囲で処理できないもの等で特に操作を必要とするものについては、前各項に準じて行うものとする。

第7 （通知の廃止）

昭和43年6月1日付け43河第52号「樋門、水門及び陸閘の管理要領について（通

知)」は廃止する。

第8 (施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 樋門等の操作委託契約書(例示)

委託者愛知県知事〇〇〇〇(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という)は、樋門及び水門(以下「樋門等」という。)の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門等について、その操作を乙に委託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等(以下「高潮等」という。)による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

(委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

(連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

(施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検(作動確認)を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検(作動確認)を行うものとし、この点検期間は出水期(6月から10月)を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

(操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関(警察署、消防署等)への連絡に努めるものとする。

2 乙は樋門等の操作(ただし第5条の操作を除く。)を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

(廃止事項)

第8条 昭和(平成) 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門等内訳書、連絡体制等届出書、樋門等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程(省略)

様式1 (契約書第6条第2項関係)

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX ○○事務所 (0000)00-0000 防災行政無線FAX 000-0000

(市町村名)

担当課
 担当者名
 連絡先
 送信時間 月 日

時	分	所管	番号	海岸名	名称	所在地	構造	摘要	閉門時刻	開門時刻
		○○事務所							時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分

- ※「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。
- ※閉門・開門操作については、1時間毎にFAXで送信する。ただし、定時報告の間に把握した操作状況については随時電話連絡する。
- ※前の送信で、開閉時間を報告している樋門等については、再度記入する必要はありません。

様式2 (契約書第6条第3項関係)

樋門等操作報告書

(市町村名)

活動期間		平成 年 月 日～ 月 日	
気象予警報発表状況		〇〇注意報、〇〇警報	
施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※操作報告書は、点検（作動確認）及び異常気象等操作時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。

(3) 防潮扉等の操作委託契約書

委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙に掲げる防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に防潮扉等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、防潮扉等の操作の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

（委託料）

第3条 防潮扉等の操作委託に要する費用は、無償とする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

（連絡体制等の届出）

第4条 乙は、防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

（施設の点検）

第5条 甲及び乙は、防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

（操作報告）

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

2 乙は防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、防潮扉等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程(省略)

(4) 樋門及び防潮扉等の操作委託契約書(樋門等と防潮扉等を併せた場合)

委託者愛知県知事○○○○(以下「甲」という。)と受託者○○○○(以下「乙」という。)は、樋門、水門、防潮扉及び角落し(以下「樋門及び防潮扉等」という。)の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門及び防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、高潮、津波等(以下「高潮等」という。)による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門及び防潮扉等 operatesするものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」、「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門及び防潮扉等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

(委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、防潮扉等の操作委託に要する費用は無償とし、樋門及び防潮扉等に係る維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

(連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門及び防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

(施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門及び防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検(作動確認)を行うとともに、乙は毎年5回以上、樋門、水門については点検(作動確認)を行い、防潮扉及び角落しについては点検(作動確認、目視点検等)を行うものとし、この点検期間は出水期(6月から10月)を基本とするが、濁水期の点検を妨げるものではない。

(操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門及び防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関(警察署、消防署等)への連絡に努めるものとする。

- 2 乙は樋門及び防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。
- 3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」及び「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

（雑則）

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門及び防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、樋門等の操作規程、防潮扉等の操作規程

(5) 樋門等の操作規程

樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり樋門等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御するとともに、洪水の疎通を調節し、災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 手動式のものにあつては、樋門等毎に操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。
- (2) 動力式のものにあつては、操作員1名及び操作員を補助する者2名以上。

（操作の順序）

第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

（異常気象時の操作体制及び操作方法）

第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。

- (4) 前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。
- 2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（船舶運航の禁止）

第5条 異常気象時における閉門中は、原則として、いかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

(6) 防潮扉等の操作規程

防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり防潮扉等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 防潮扉等の操作は、次の場合に行うものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 防潮扉等の操作を行う場合の構成員は、原則として次に定めるところによる。

- (1) 防潮扉等ごとに操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。

（操作方法の詳細）

第3条 防潮扉の開閉は、操作要領のあるものは、要領に従って行うものとする。角落しにあっては、最寄りに設置された格納庫内の差込板を用いること。

(異常気象時の操作体制及び操作方法)

第4条 操作員及び操作員を補助する者(以下「操作員等」という。)は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により防潮扉等の背後地において浸水の恐れがある施設に対して準備(操作員等の詰所参集等)を行い、潮位情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 前各号の場合において、原則、現地に就き次第、閉門操作を実施するものとする。操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉扉操作を行うものとする。
- 2 潮位が高い状況又は高潮警報発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉扉を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断によって第1項各号に準じて操作することができる。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開扉し、施設管理者(建設事務所又は港務所)へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

(車両等の通行の禁止)

第5条 異常気象時における閉扉中は、原則として車両、人の通行は認めないものとする。

(点検整備)

第6条 操作員等は、操作完了後は、次の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

(7) 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程

(目的)

第1条 地震発生により津波注意報、津波警報、大津波警報(以下「津波注意報等」という。)の発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及び角落し等(以下「樋門等」という。)の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員等は本規程に基づいて操作を行うものとする。

(津波到達想定市町村)

第2条 津波到達想定市町村は次の市町村とする。

- (1) 愛知県外海
豊橋市、田原市
- (2) 伊勢湾、三河湾

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(3) その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）

一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

（津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法）

第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。

(1) 当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。

津波注意報：津波情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。

津波警報・大津波警報：原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。

(2) 前号の場合において、各施設の施設高（敷高）、交通の状況及び若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉鎖操作を行うものとする。

(3) 降雨時及び長時間の樋門等の閉鎖等における開門等操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。

2 地震発生により津波注意報等が発令された場合の操作判断基準を次のとおりあらかじめ定めしておくものとする。

(1) 閉鎖する樋門等の順序を決定し、別紙1「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」を作成し操作を行うものとする。

なお、すでに運用規程等により操作順序が定められている場合は、「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」の作成を省略できるものとする。

(2) 順序を決定するにあたり、考慮する条件は次のとおりとする。

(ア) 操作員の体制、各施設の地理的状況、閉鎖に要する時間

(イ) 背後地等の状況

(ウ) 施設高（敷高）と想定津波高、地震による地盤沈降量の関係

（愛知県防災会議地震部会愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書のデータを参考とする）

(エ) その他個別要因等

(3) 地震発生場所及び発令される注意報等による操作員の操作判断基準及び行動内容は次による。

(ア) 地震発生場所が近地（震源地が国内であるときまたは津波到達予想時刻が概ね3時間以内であるとき）の場合

津波注意報発令時 操作規定に従い操作を行う

津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

大津波津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を

行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

(イ)地震発生場所が遠地（近地以外）の場合

原則として操作を行うこととする

(ウ)操作員は津波水防警報、各市町村の災害対策本部等の判断及び津波に関する最新情報に留意し、常に自らの安全確保を考慮して行動すること。

3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により前二項に準じて操作することができるものとする。

4 津波注意報等発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉鎖を維持する。

5 市町村災害対策本部等は、津波水防警報が解除されたときは、現地の状況及び気象情報等を考慮し、津波による危険がなくなったと判断されるなど、安全を確認した上で開門等を行い、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（操作員の避難）

第4条 操作員等の危険が予想される場合は、操作前または操作の途中でも避難を優先することができるものとする。

(1)地震の震源地が近く、樋門等の操作に必要な時間より津波到達が早いと判断される場合は避難を優先することができるものとする。なお、樋門等の操作に必要な時間は、移動・操作・避難・猶予時間を考慮した時間とする。

(2)避難を優先する場合でも操作員がいる場所から近隣、または比較的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。

（車両等の通行及び船舶等の運行の禁止）

第5条 津波注意報等発表時における樋門・水門・防潮扉等の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないように十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

(8) 日光川水こう門管理規則（抜粋）

（水こう門の操作）

第3条 水こう門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮を含む。）のため一般水門及び通船水門の開閉操作並びに通船の便を計るための通船水門及び水こう門の開閉操作を行い、異常時においては内水位を最低に保つための一般水門の開閉操作を行うものとする。ただし水こう門及びその付属施設の修繕・点検その他特別の理由があるときは、水こう門を閉鎖することがある。

(9) 日光川水こう門管理要領（抜粋）

第3 水門の操作と通報

(水位調節の異常時操作)

3. 出水、高潮時の異常時は、事前に気象通報を掌握し、所長の指示を得て、指定水位にかかわらず、あらかじめ内水位を最低に保つためにそれぞれ次のような措置をとるものとする。
 - (1) 出水時、(出水は大きい、潮位が高くない場合)は、一般水門及び通船水門の全門を開き、洪水のすみやかな疎通をはかること。
 - (2) 高潮時(出水は小さく、潮位が高い場合)は、一般水門及び通船水門の全門を閉ざして防潮をはかること。
 - (3) 出水高潮時(出水が大きく、高潮も高い場合)は、一般水門を操作すること。

(水位調節の異常時操作)

5. 異常時については、次の事項をすみやかに所長に報告するものとする。
 - (1) 毎時ごと及び毎30分ごとの内外水位
 - (2) (1)項の間に内外水位の最高があればその値及び時刻
 - (3) 水こう門扉操作状況

(10) 高浜川水門操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、高浜川における高潮の防御及び洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 内水位とは、水門上流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 二 外水位とは、水門下流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 三 主ゲートとは、下流側に設置されたものをいい、右岸側から1号主ゲート、2号主ゲート及び3号主ゲートという。
- 四 常時排水ゲートとは、上流側に設置されたものをいい、全閉時においても排水できるスイングゲートを有するもので、右岸側から1号常時排水ゲート、2号常時排水ゲート及び3号常時排水ゲートという。

第2章 水門の操作の方法

(高潮時又は洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長(以下「所長」という。)は、高浜川において高潮若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 外水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がT.P.+1.1メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 二 内水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての主ゲート及び常時排水ゲートを開くものとする。
- 三 外水位及び内水位がT.P.+1.1メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高い

ときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。

(平常時における操作)

第5条 所長は、平常時には全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じておくものとする。

(ゲートの操作順序)

第6条 ゲートを開く操作は、2号常時排水ゲート、1号常時排水ゲート、3号常時排水ゲート、2号主ゲート、1号主ゲート及び3号主ゲートの順序に行うものとする。

2 ゲートを閉じる操作は、前項の逆の順序に行うものとする。

3 前二項の場合においては、水門の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前3条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができる。

(操作の記録)

第8条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象
- 三 操作の内容
- 四 前条に該当するときは、その事由
- 五 その他参考となるべき事項

2 排水ポンプ場

(1) 日光川排水機等操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を行うことにより洪水の防御並びに流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長 (以下「所長」という。) は、別表の操作基準により排水機等の操作を行うものとする。

第4条

別表（第3条関係）

施設名	位置	操作基準
日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	<p>一 平常時は、日光川水こう門の操作により、日光川水位をできるだけ低くするものとする。</p> <p>二 洪水・高潮時は、日光川水こう門及び日光川排水機を操作し、日光川水位をできるだけ低くするものとする。</p> <p>ただし、最低制限水位は、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）マイナス1.5メートルとする。</p>
蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先 名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	<p>一 日光川水位が、T.P. 0.2メートル以上になると予想されるときは、蟹江川排水機場水門（以下「水門」という。）を閉鎖し、蟹江川排水機を運転するものとする。</p> <p>ただし、最低制限水位は、T.P. マイナス1.0メートルとする。</p> <p>二 蟹江川水位より日光川水位が下回ったときは、排水機の運転を停止し、水門を開放するものとする。</p> <p>三 平常時は、水門を開放しておくものとする。</p> <p>四 一の規定により排水機の運転をしている状態で日光川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日光川の水位が排水調整準備水位（日光川内水位観測所水位（以下「日光川内水位」という。）でT.P. 1.05メートル）に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入るものとする。 ・ 日光川の水位が排水調整停止水位（日光川内水位でT.P. 1.35メートル）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。 ・ 排水調整停止水位到達により排水機の運転を停止した後、日光川の水位が下降し、排水調整再開水位（日光川内水位でT.P. 1.25メートル）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができるものとする。 <p>河川からの越水又は破堤が発生し、日光川流域排水調整要綱第八条第2項に基づき、排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所のおそれなくなったときに、同要綱第九条第3項に基づき通知をしたときとする。</p>
日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	<p>一 平常時は、日光川排水機の操作基準に定めるもののほか、日光川水こう門の操作により通航の便を図るものとする。</p> <p>二 洪水・高潮時は、日光川排水機の操作基準に定めるとおりとする。</p>

(操作の方法の特例)

第4条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第5条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した排水機等の名称
- 二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 第4条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 五 その他参考となるべき事項

(2) 日光川河口排水機等操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 高潮時において海の潮汐又は波浪が日光川へ侵入することを防止するとともに、日光川水位の上昇を軽減することを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 洪水・高潮等による災害発生を防止するための操作は、愛知県海部建設事務所長(以下「所長」という。)が行う。

また、小洪水時に内水位をできるだけ低くするための操作は、所長が愛知県海部農林水産事務所長(以下、「農林水産事務所長」という。)の意見を聞いて行うものとする。

この操作は、別に定める日光川水系日光川排水機等操作要領により行うものとする。

(操作の方法の特例)

第4条 所長は点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により排水機等を操作することができる。

(操作に関する記録)

第5条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- 1 操作した排水機等の名称及び翼角・開度
- 2 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 3 気象及び水象の状況
- 4 操作の内容
- 5 操作の理由
- 6 その他参考となるべき事項

(3) 日光川水系日光川放水路西中野樋管操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、日光川及び領内川の洪水の一部を一級河川木曾川へ排水すること

により、日光川及び領内川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第2章 樋管の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県一宮市起地先の国土交通省木曾川起水位観測所における測定した水位（標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『起水位』という。）が0.35メートルを超えたときに、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全開し、別に定める排水量内で排水するものとする。

- 一 愛知県一宮市萩原町大字築込地先の日光川戸苧水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『戸苧水位』という。）が2.60メートル（出動水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。
- 二 愛知県愛西市古瀬町地先の日光川古瀬水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『古瀬水位』という。）が1.60メートルに達するおそれがある1時間前。
- 三 愛知県稲沢市祖父江町山崎地先の領内川広口池水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『広口池水位』という。）が2.87メートル（計画高水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。

2 所長は、前項及び第5条により樋管ゲートを全開している場合において、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全閉するものとする。

- 一 起水位が、4.80メートル（出動水位）以上となり、更に上昇するおそれがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。
- 二 岐阜県海津市海津町成戸地先の国土交通省木曾川成戸水位観測所において測定した水位（標高0.872メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『成戸水位』という。）が6.60メートル以上（出動水位）となり、更に上昇するおそれがあるとき。
- 三 排水後の木曾川において測定した水質が、BOD値で1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(平水時における操作方法)

第4条 所長は、次の各号の全てに該当するときは、樋管ゲートを全閉しておくものとする。

- 一 戸苧水位が2.10メートル（警戒水位）以下であるとき。
- 二 古瀬水位が上昇時において、3時間後に1.60メートルに達すると予想されない水位であるとき、または減水時において1.60メートル以下となったとき。
- 三 広口池水位が1.90メートル以下であるとき。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において樋管の操作を行うことができるものとする。ただし、操作を行うときは一級河川木曾川の河川管理者と協議を行うものとする。

(通知)

第6条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを操作する場合は、愛知県建設部長（以下『部長』という。）の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(警報)

第7条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを全開する場合は、樋管周辺の人々

に警報を行うものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 操作の際に行った通知の状況
- 五 第5条の操作を行ったときは、その理由
- 六 その他参考となるべき事項

(4) 水場川排水機場等操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、水場川における洪水の防御及び新川から水場川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、水場川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 水場川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス1.80メートルを上回り、又は上回ると予想されるときは、ひ門（1号正ひ門を除く。）を全閉し、かつ、排水機を運転すること。ただし内水位がT.P.プラス1.00メートルを下回るときは、排水機を運転しないこと。
- 2 内水位が、外水位を下回り、かつ、T.P.プラス1.80メートルを上回らず、かつ、上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくこと。
- 3 外水位が、内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ、ひ門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
 - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
 - (3) (2)の状態でも新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。
 - (4) (1)の状態でも新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
- 5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から

浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所への応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、正樋門を全閉し、兼用樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

(5) 鴨田川排水機場操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鴨田川における洪水の防御及び新川から鴨田川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、鴨田川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 鴨田川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス2.80メートルを上回り、又上回ると予想されるときは、3号正樋門を除くすべての樋門を全閉し、かつ排水機を運転すること。ただし、内水位がT.P.プラス1.80メートルを下回ったときは、排水機の運転を停止する。
- 2 内水位が外水位を下回り、かつT.P.プラス2.80メートルを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ3号正樋門を除くすべての樋門を全閉しておくこと。
- 3 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ樋門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
 - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新た

に運転しないこと。

(3) (2) の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。

(4) (1) の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

(6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則（抜粋）

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 愛知県江南市宮田神明町春日地先一級河川庄内川水系青木川青木川放水路排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。

十三 犬山水位とは、愛知県犬山市栗栖地先の国土交通省犬山水位観測所において観測された標高35.30メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十四 笠松水位とは、岐阜県羽島郡笠松町柳原地先の国土交通省笠松水位観測所において観測された標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十五 起水位とは、愛知県一宮市起地先の国土交通省起水位観測所において観測された標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十六 洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

イ 名古屋地方気象台より愛知県尾張西部に大雨又は洪水に関するいずれかの注意報又は警報が発令されたとき。

ロ 般若川水位が標高21.10メートルを越えたとき。

ハ 青木川水位が標高20.40メートルを越えたとき。

ニ 昭和川水位が標高22.20メートルを越えたとき。

ホ 前池水位が標高14.81メートルに達し、かつ水位が上昇しているとき。

十八 平水時とは、洪水時以外のときをいう。

十九 部長とは、愛知県建設部長をいう。

二十 所長とは、愛知県一宮建設事務所長をいう。

(操作の目的)

第4条 機場の操作は、青木川、般若川及び昭和川の洪水の一部を木曽川へ排水することにより、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

(操作の基本方針)

第5条 機場の操作は、木曽川の治水、環境等の正常な機能を損なわない範囲で第4条の目的を達成することを基本方針とする。

(排水規制)

第6条 青木川放水路から木曽川への排水は、次の各号のいずれかに該当する場合には、排水しないものとする。

一 犬山水位が10.40メートル以上のとき。

二 笠松水位が11.30メートル以上のとき。

三 起水位が0.35メートル以下のとき。

四 木曽川のBOD値が1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(排水可能量)

第7条 放水路から木曽川への排水量は毎秒当たり22.0立方メートルを超えないものとする。

2 第6条第1項第4号に定める規制を超えないよう排水可能量の計算を行い、これに基づき排水を実施するものとする。

第2章 機場の操作の方法等

(洪水時の操作の方法)

第8条 所長は、前池水位が標高14.81メートルに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるときで、第6条に該当しないときは新堤樋管ゲートを全開し、第7条に定める排水量以内で、主ポンプの運転を開始するものとする。

2 所長は、主ポンプを運転している場合において、第6条に該当した場合のほか、前池水位が標高13.21メートル以下になったときは主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全開するものとする。

(洪水終了時の操作の方法)

第9条 所長は、主ポンプの運転を停止している場合で機場内に残留水があるとき、部長の定めるところにより機場のピットポンプを操作し、機場内の空き容量を確保しておくものとする。

(平水時の操作の方法)

第10条 所長は、平水時の状態にあるときは、主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲ-

トを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第11条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において機場を操作することが出来るものとする。ただし、操作を行うときは木曾川の管理者と協議を行なうものとする。

(通知)

第12条 所長は、第6条に定める排水規制により機場の操作を停止する場合、部長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第13条 所長は、機場の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した施設等の名称
- 二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 操作の内容
- 五 操作の際に行った通知の状況
- 六 第11条の規定による操作を行ったときは、その理由
- 七 その他参考となるべき事項

(7) 大江排水機操作管理規程（抜粋）

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 機場及びひ管の操作は、南派川の堤防及び木曾川下流部流域に支障を与えない範囲で、日光川流域の湛水を排除することを目的とする。（排水流域 別紙1参照）

(機場等の代表管理責任者)

第3条 機場及びひ管（以下「機場等」という。）の代表管理責任者（以下「管理者」という。）は、一宮市長とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第6条 機場遊水池の量水標において測定した水位（以下「内水位」という。）が、T.P. 10.90m以上の時を洪水時といい、次の各号の定めるところにより、機場等を操作するものとする。

- 一 内水位が、T.P. 10.90m未満の間においては、1号ゲートは全閉にしておくものとする。
- 二 内水位が、T.P. 10.90mに達し、更に上昇のおそれのある場合は、1号ゲートを全開した後排水機を始動するものとする。
- 三 排水機運転中に、ひ管量水標において、測定した南派川の水位（以下「外水位」という。）が、T.P. 15.50m以上の時、または木曾川笠松水位観測所において測定した水位（標高0mを0点とした量水標の水位をいう。以下「笠松水位」という。）が10.40m以上のときは、河川管理者の排水機の運転状況を報告するものとする。
- 四 排水機運転中に、外水位がT.P. 17.50m又は、笠松水位が、11.30mに達したときは運転を停止し、1号ゲートを全閉するものとする。
- 五 前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P. 17.50m以下と

なりかつ、笠松水位が11.30m以下となったときは、排水機の運転を開始するものとする。
六 内水位が、T.P. 10.90m未満に低下した場合は、排水機の運転を停止し1号ゲートを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 河川管理者より南派川の堤防の異常等により排水機運転停止の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

2 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により機場及びひ管を操作することができるものとする。なお、この場合は、河川管理者に通知するものとする。

3 木曾川へ排出することにより、生活環境等に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、排水を減じ、又は停止する。

(8) 木曾川水系鍋田川 鍋田川下流排水機場等操作要領 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鍋田川における洪水の防御及び流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 鍋田川1.437キロメートルに位置する水門を下水門という。
- (2) 鍋田川1.739キロメートルに位置する水門を中水門という。
- (3) 下水門直下流の水位を外水位という。
- (4) 中水門上流(排水機場直上流の水位を内水位という。)

(洪水時における操作の方法)

第4条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートルを越えたときは、次の各号により、排水機等を操作するものとする。

- (1) 外水位が内水位を上回っているときは、中水門を全閉し、排水機を運転すること。
 - (2) 外水位が内水位を下回っているときは、中水門を全開し、排水機を停止しておくこと。
- 2 前項及び次項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P. マイナス1.65メートル以下になったときは、排水機を停止すること。
- 3 前項により中水門を全閉し排水機を停止している場合において、内水位がT.P. マイナス0.85メートルを越えたとき(内水位が外水位より高いときは除く)は、排水機を運転するものとする。
- 4 第1項及び前項により排水機を運転している場合において、内水位が外水位を上回ったときは、排水機の運転を停止し、中水門のゲートを全開するものとする。
- 5 第1項及び第4項により中水門のゲートを操作する場合においては内水位及び外水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作方法)

第5条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートル以下であるとき(第4条の操作により内水位がT.P. マイナス0.85メートル以下になるときは除く。)は、排水機かを停止しておき、中水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 地震、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前二条に規定する方法以外の方法により排水機を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 排水機等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した排水機等の名称
- (4) 操作の際に行った通知の状況
- (5) 前条に該当するときは、その理由
- (6) その他参考となるべき事項

(その他)

第14条 この操作要領の定めるもののほか、その操作要領の実施のため必要な事項は、愛知県建設部長と三重県県土整備部長が協議して定める。

(9) 中江川排水機場操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、中江川における洪水の防御及び合瀬川から中江川への逆流の防止を図ることを目的とする。

(施設の名称)

第3条 排水機の施設の名称は、左岸側から1号機、2号機、3号機というものとする。

第2章 排水機等の操作方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、中江川、新川及び合瀬川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

1. 中江川の水位（以下「内水位」という。）が、合瀬川の水位（以下「外水位」という。）を下回りかつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス5.60メートルを上回ったときは、水門を全閉しつつ、1号機を運転すること。
2. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.70メートルを上回ったときは、1号機に加えて2号機も運転すること。
3. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.80メートルを上回ったときは、1、2号機に加えて3号機も運転すること。
4. 内水位がT.P. プラス5.80メートルを上回ってから、内水位が外水位を下回り水門を全閉したときは全閉と同時に1号機、2号機、3号機の順で運転すること。
5. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.00メートルを下回ったときは、1号機の運転を停止すること。
6. 1号機の運転停止後に内水位がT.P. プラス4.90メートルを下回ったときは、2号機の運転を停止すること。
7. 1、2号機の運転停止後に内水位がT.P. プラス4.80メートルを下回ったときは、3号機の運転を停止すること。

8. 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ水門を全開すること。
9. 排水地点より下流の合瀬川において、越水または破堤のおそれがあるときは、以下の操作を行うこととする。
 - (1) 「外水位が危険水位以上となったとき」は、排水機の運転を停止する。
 - (2) (1) に基づき停止した排水機は、外水位が危険水位を下回り、かつ周辺の堤防を目視し越水または破堤のおそれがない場合、第1号から第4号までの各規定を踏まえ運転を再開することができる。
10. 第1号から第4号までの規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは、以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備にはいる。
 - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
 - (3) (2) の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、第1号から第4号までの各規定を踏まえ、排水機を運転することができる。
 - (4) (1) の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第5号から第8号の規定により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
11. 第1号から第4号で排水機を運転している状態で新川及び合瀬川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、水門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

1. 操作した排水機等の名称
2. 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
3. 気象、水象及び地震の状況
4. 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
5. その他参考となるべき事項

(10) 西條小切戸川排水機場操作要領（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第4条 機場の操作は、西條小切戸川における洪水の防御及び福田川から西條小切戸川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 機場等の操作の方法等

（洪水時におけるポンプ操作等の方法）

第7条 機場水位が外水位より低く自然排水が不可能であるときを洪水時といい、管理者は次の各号に定めるところにより排水機場の操作を行うものとする。

- 一 機場水位が外水位より低く、自然排水が不可能な場合、吐出井ゲートを全閉する。
- 二 前項の状態において、機場水位がT.P. -1.1mを上回り又は上回ると予想されるときは、排水機を運転する。ただし、機場水位がT.P. -1.5mを下回ったときは、排水機を停止する。
- 三 外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mを上回ったときはポンプを停止する。
- 四 第一項から第三項の状態、日光川の水位が上昇しているときは、日光川基準地点の水位に応じて、以下のとおり操作するものとする。

（1）排水ポンプを運転する状態で、かつ、日光川基準地点の水位が上昇し、準備水位T.P. 1.05mに達したときは、排水ポンプの運転を停止する準備に入る。

（2）日光川基準地点の水位が上昇し、停止水位T.P. 1.35mに達したときは、排水ポンプの運転を停止し、または運転しない。

（3）（2）の状態、二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が排水再開水位T.P. 1.25mに達したときは、排水ポンプを運転することができる。

（4）（1）の状態、二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が準備水位T.P. 1.05mを下回ったとき、排水ポンプの運転を停止する準備を解除する。

- 五 上記の規定によらず、ポンプを運転している状態で別図2に示す日光川等の地点において、河川からの越水または破堤が発生したときは運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所への応急復旧が完了したとき、若しくは日光川等の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなったときとする。

（平水時におけるポンプ操作等の方法）

第8条 機場水位が外水位より高く、自然排水が可能であるときを平水位といい、管理者は樋門ゲート及び吐出井ゲートを全開しておくものとする。

（樋門ゲート操作の方法）

第9条 管理者は、外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mに達した場合、樋門ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第10条 管理者は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において第7条から第9条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第11条 管理者は、機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称
- 四 第10条に該当したときは操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

(11) 水干川排水機場等操作規則（抜粋）

第一章 総 則

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、水干川における洪水の防御及び逢妻川から水干川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- (1) 水干川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。
- (2) 外水位が内水位を下回ったときであっても、内水位がT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
- (3) 内水位が外水位を下回り、T. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。
- (4) 外水位が内水位を下回り、かつ内水位がT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。
- (5) 外水位がT. P. プラス5.20mに達したときは、排水機の運転を停止する。
- (6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

（平水時における操作の方法）

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況
- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法

(5) その他参考となるべき事項

第四章 雑 則

(記録及び報告)

第13条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則（抜粋）

第一章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、流れ川における洪水の防御及び逢妻川から流れ川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

(1) 流れ川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ第2排水機場において東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。

ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。

(2) 内水位が外水位を上回ったときであっても、内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し排水機を運転する。

(3) 内水位が外水位を下回り、かつ内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。

(4) 外水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。

(5) 外水位が第1排水機場においてT. P. プラス5.20mに達したとき、又は第2排水機場においてT. P. プラス5.30mに達したときは、排水機の運転を停止する。

(6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況
- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- (5) その他参考となるべき事項

第四章 雑 則

(記録及び報告)

第14条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

3 ダム等

(1) 佐久間ダム操作規程（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第4条 この規定において、「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が1,400m³/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置等)

第22条 洪水時においては、第20条第3号および第4号ならびに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次の定めるところにより、貯水池から放流し、または貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないための必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時以後60分間においては、1,400m³/S

(ロ) (イ)に規定する時間が経過したときからのダムの全ての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は60分前に生じた流入量に相当する流量

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過したときから流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開としたときの放流量

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過したときから洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量

(ホ) (ロ)の場合において、ダムの全ての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後は(ニ)の規定による放流量

(ト) (ニ)の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後60分間は増加を始めた時の放流量

(フ) (ト)に規定する時間が経過した時以後は(イ)以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、またはこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(チ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ イ(チ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水位からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録を作成すること。

(3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置

(2) 新豊根ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上（ただし、電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。）である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一 洪水期間 6月1日から10月10日までの期間

二 非洪水期間 10月11日から翌年5月31日までの期間

（洪水調節等のための利用）

第10条 洪水調節は、洪水期間にあつては、標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル、非洪水期間にあつては、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間においては、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

（予備放流）

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度とし放流を行うものとする。

（洪水調節）

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が472.6メートル以上にある場合で気象・水象その他の状況により特に必要があると認めるときはこの限りではない。

一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,800立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{ (流入量 - 300) \times 0.267 + 300 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒 $\{ (前号の方法による捜査中における最大流入量 - 300) \times 0.267 + 300 \}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、前2号に規定する方法により放流すること。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メー

トルを下るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 $\{(当該流入量 - 300) \times 1 / 0.267 + 300\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。

五 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該流入量 - 300) \times 1 / 0.267 + 300\}$ 立方メートルを越えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。

六 流入量が、毎秒1,800立方メートルを越えたとき以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量を放流すること。

2 所長は水位が予備放流水位と予備放流水位から6.7メートルを感じた水位の間にあるときは洪水調節に支障を与えないよう、流入量に応じて放流を開始するものとする。

(3) 宇連ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が $50\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第3号（気象観測の成果を収集）及び第4号（通知）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動が生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの余水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ロ イの規定する時間が経過した時から、ダムの余水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から流入量が $50\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ ハに規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により貯水池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(4) 大野頭首工操作規程（抜粋）

（洪水および洪水時）

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $160\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、頭首工から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、頭首工からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。
 - イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量から大野取水口からの取水量を差し引いた流量〔以下「差引流量」という。〕に相当する流量）に相当する流量を頭首工から放流すること。
 - (イ) 差引流量が $20\text{m}^3/\text{S}$ になった時以前においては、差引流量に相当する流量
 - (ロ) 差引流量が $20\text{m}^3/\text{S}$ になった時から差引流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、別図第2に定めるところによる頭首工からの放流量
 - (ハ) 放流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になったとき以後においては、 $160\text{m}^3/\text{S}$
 - ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を下っているときは、頭首工からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
- (3) その他頭首工および調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号および第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、頭首工から放流し、および調整池に流水を貯留すること。ただし、頭首工からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時が始まったときから、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流し、頭首工の制水ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - ロ イに規定する時間が経過した時から、頭首工の制水ゲートを全開しておき、差引流量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。
 - ハ ロに規定する時間が経過した時から、差引流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
 - ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、頭首工からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
 - ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、頭首工からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イからニまでの規定の例により頭首工から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他頭首工および貯水池の管理上必要な措置。

(5) 豊川水系豊川放水路分流ぜき操作規則（抜粋）

（分流堰のゲートの操作方法）

第3条 豊橋工事事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県豊川市柑子町若宮地先の放水路第1水位観測所において観測した豊川の水位（以下「豊川水位」という。）が5.00メートル以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、分流堰のゲート（樋管のゲートを除く。以下同じ。）を開くものとする。

2 所長は、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートル以上になるおそれがあるときは、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートルを越えないように分流堰のゲートを操作するものとする。

3 所長は、豊川水位が5.00メートル未満であるとき、又は5.00メートルに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のゲートを全閉しておくものとする。

（樋管のゲートの操作の方法）

第4条 所長は、樋管のすべてのゲートを放水路の流水の正常な機能を維持するために操作するときを除き、全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、分流堰を操作することができるものとする。

（操作上の配慮）

第6条 所長は、分流堰の操作にあたっては、分流堰附近の水位に急激な変動を生じないように配慮するものとする。

（通知及び警告）

第7条 所長は、分流堰を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、分流堰を操作することにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、分流堰を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行った通知の相手方及び内容並びに警告の内容
- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

（洪水警戒体制の実施）

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとるものとする。

- 一 豊川水系が4.00メートルに達し、上昇するおそれがあるとき。
- 二 豊川に洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。

三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において分流堰を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 分流堰及び分流堰を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ。）及び整備を行うこと。
- 三 分流堰の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他水門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれがなくなったと認めたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(6) 黒田ダム操作規定（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第4条 この規定において「洪水」とは調整池への流入量（揚水によるものは除く。以下「流入量」という。）が $12.0\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号（気象観測の成果の収集）及び第4号（通報）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は下流の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時以後30分間において $12\text{m}^3/\text{S}$

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、30分前に生じた流入量に相当する流量

(ハ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量

(ホ) (ニ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めた時から30分間においては、増加を始めた時の放流量

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における調整値水位が制限水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が制限水位に等しくなった時からイ(ハ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ イ(ハ)に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又

- はこれをしてしないで調整池に流水を貯留すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
 - (3) その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置。

(7) 矢作ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯留地への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月1日から10月15日まで
- 二 非洪水期間 10月から翌年5月31日まで

（洪水調節のための利用）

第11条 洪水調節は、標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限して行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水調節）

第19条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒800立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{ (流入量 - 800) \times 0.333 + 800 \}$ 立方メートルを放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{ (流入量 - 800) \times 0.333 + 800 \}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

（ゲートの操作方法）

第31条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則として、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

（クレストゲートの操作）

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第34条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作）

第33条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第34条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 第34条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(8) 矢作第2ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が800m³/S以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ イ、ロ、ハの規定にかかわらず、国土交通省矢作ダムのダム放流が予想されるとき、又はダム放流中のときは、最低水位を限度に調整池水位を低下させることができる。

ただし、調整池からの放流は第11条の規定により別図第2に定めるところによつてしなければならない。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(ニ) 洪水時が経過した時から、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(9) 越戸ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が750m³/S以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第3号（気象観測の成果を収集）及び第4号（通報）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し及び調整池に流水を貯留すること。ただし調整池からの放流は下流の水位の急激な変動を生じないため、必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て調整池水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が200 m³/Sになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イからニまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(10) 羽布ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が80m³/S以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第21条 洪水警戒時においては前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号

に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。

ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い、貯水池が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て貯水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、流入量が $80\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イ(イ)から(ハ)までの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ イ(ハ)に規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(11) 丸山ダム操作要領（抜粋）

(出水時の操作)

第11条 流量が毎秒2,500立方メートル以上の時、ダム地点における最大流量を人為的に増大させることを避け、かつ洪水調節を実施するために左の各号によるものとする。

- (1) 流量が増加して毎秒2,500立方メートルに達し、なお増大するおそれのあるときは、可能な限り水位を当該流量に達したときの水位以下に保持するよう漸時門扉を開きつつ放流するものとする。
- (2) 流量が増加して、水位を前項の水位以下に保持することが不可能になった場合は、流量が毎秒4,800立方メートルに達するまでは門扉を全開のまま自然溢流の状態に保つものとする。
- (3) 流量が増加して毎秒4,800立方メートルに保ちながら、洪水時満水位を限度として水位を上昇せしめるものとする。
- (4) 水位が洪水時満水位を超えて上昇するおそれのある場合は流入量を限度として毎秒4,800立方メートルを超えて放流することができる。

(洪水調整後の水位の復元)

第12条 流量が減少して毎秒4,800立方メートルになった後は放流量に急激な変動を与えないようにしながら漸時超過貯水を放流し、常時満水位に復するものとする。

(12) 今渡ダム操作規程（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が3,500 m^3/S 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- イ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、洪水時に至るまでに調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以降においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- ロ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- ハ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
- イ. 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

- (イ) 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダム
の洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入
量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これ
を継続すること。
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流
入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - (ニ) 洪水時に至った時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調
整池からの放流をしながら又はこれをしないで予備放流水位を限度として、調整池に
流水を貯留することができる。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
 - (3) その他 ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(13) 濃尾用水犬山頭首工操作規程（抜粋）

（出水時の操作）

第15条 河川流量が頭首工地点において毎秒600立方メートルに達するまでは制水門第1
号の自動調節により標高37.00メートルを下限とし、標高37.40メートルを上限として開扉
放流するものとする。

- 1 河川流量が前項の量を越え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.10メートルを保ち
ながら順次制水門第2号、同第3号、同第4号、同第5号および同第6号土砂吐制水門第
1号および同第2号を開扉したままの状態にするものとする。
- 2 河川流量が頭首工地点において毎秒3,000立方メートルに達した場合は、左岸導水路余水
吐水門を全開するとともに取水水門を閉扉するものとする。

（出水後の操作）

第16条 河川流量が頭首工地点において毎秒2,000立方メートル以下となり以後増水のお
それがないと認められたときは、取水水門を開扉するとともに左岸導水路余水吐水門を操
作するものとする。

- 2 頭首工地点において木曾川水位が標高37.40メートルに減じた後は毎秒600立方メートル
に達するまで標高37.40メートルを保ちながら減水に応じて土砂吐制水門第2号および同
第1号、制水門第6号、同第5号、同第4号、同第3号、同第2号および同第1号と順次
閉扉するものとする。

(14) 木曾川用水木曾川大堰操作規程（抜粋）

第18条 所長は、出水時において、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標
高3.70メートル以下に保つことができないときは、速やかに、取水堰のすべてのゲートを
全開しなければならない。

- 2 所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予
想される場合においては、速やかに、木曾川大堰の取水工に設置した制水ゲート若しくは
非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置を
とらなければならない。

（危害防止のための通知等）

第19条 所長は、別に定めるところにより、公団法第25条の規定による危害防止のため

の通知及び周知の措置を行うものとする。

(15) 長良川河口堰に関する操作規則（抜粋）

（洪水の安全な流下のための操作）

第5条 長良川河口堰監理所長（以下「所長」という。）は、堰流入量が毎秒800立方メートルに達したときには全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート（以下「全てのゲート」という。）を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、すべてのゲートを計画堤防天端高（T.P. +5.8メートル。以下「堤防高」という。）より高く引き上げておかななければならない。

2 所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただし、下流推移の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフローの状態とすることができる。

（高潮時に関する操作等）

第6条 所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. +2.1メートルを超える高潮時には、すべてのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

2 所長は、前条第1項に規定する場合を除き、下流水位がT.P. +1.2メートルを超えたときは、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 下流水位がT.P. +2.1メートルを超えると予測される場合には、前条第2項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

二 前号に規定する場合を除いては、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（津波時に関する操作）

第7条 所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前2条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

（平常時の操作）

第8条 所長は、前3条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 調節ゲートの操作は、オーバーフロー操作によるものとする。ただし、必要に応じてアンダーフロー操作を行うことができる。

二 前号に規定する操作に当たっては、魚類等の遡上及び降下並びに水質保全に十分配慮するものとする。上流水位の下限はT.P. +0.8メートル、上限はT.P. +1.3メートルとし、堰の上流と下流の水位の差が小さくなるよう努めるものとする。なお、上流水位の下限は、細則に定める場合にはさらに下げることができる。

三 前2号の規定にかかわらず、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれのある場合には、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（ゲート操作の原則）

第10条 所長はゲートを操作するときは、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

（操作に関する通知等）

第11条 所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(操作についての指示)

第12条 所長は、建設省中部地方建設局長の定める工事事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があったときは、これに基づき操作を行うものとする。

(16) 佐布里操作規程 (抜粋)

(第2非常配備)

第8条 所長は、200ミリメートル/日または、50ミリメートル/時以上の降雨量をとまなう台風ならびに集中雨のおそれのある気象通報が発せられたとき、もしくは、所長が必要と認めたときは第2非常配備を命じなければならない。

第9条 所長は、前項の規定により第2非常配備を命じたときは、池の維持および操作に万全を期するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)から(5) 略

(6) 佐布里池が常時満水位標高29.00メートル以上の水位にあるときは、愛知用水からの流入ゲートを全閉すること。

(7) 略

(水位および流量)

第12条 池の計画水位および計画流量は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 常時満水位標高 | 29.0m |
| (2) 異常洪水水位標高 | 30.0m |
| (3) 計画洪水量 | 24.5m ³ /sec |
| (4) 佐布里流入工最大流入量 | 11.5m ³ /sec |

(余水吐ゲートを操作する場合)

第17条 余水吐ゲートは、常時閉鎖しておくものとし、次の各号に掲げる場合においては、水道局長の了承を得てこれを操作しなければならない。ただし緊急にしてこれにより難いときは、この限りでない。

- (1) 池の水位が台風または、集中豪雨等により、異常洪水位を越えるおそれのあるとき。
- (2) 台風、集中豪雨、地震等により堤体その他の重要施設が損傷したとき、または、損傷するおそれのある場合で池の保安上緊急を必要と認めるとき。
- (3) 堤体、その他の構造物について点検補修等を行うため、特に池の水位を低下させる必要があるとき。
- (4) 前各号のほか、特にやむを得ない理由により池の水位を低下させる必要があるとき、または余水吐ゲートの試運転を行うとき。

(余水吐ゲートの操作方法)

第18条 余水吐を操作するにあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) ゲート開度は、最大放流量の毎秒5.0m³/secを越えない範囲内において、別添図表-2により必要な開度を設定する。
- (2) 下流に急激な増水または減水をおこさないよう下表に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況によりこの方法によることができない特別

の事情があるときは、他の方法によることができる。

余水吐ゲートの放流

	ゲート操作の 最小時間間隔	1回の操作による 最大放出量
放流開始後1時間まで	10分ごと	0.3m ³ /sec
放流開始後1時間以後	20分ごと	1.0m ³ /sec

(3) 係員による現地の監視のもとに操作することを原則とする。

(緊急放流に関する通報)

第20条 所長は、第17条第1号、第2号に該当した余水の放流（「緊急放流」という。）を行うときは、放流開始前に、知多浄水場に設置されたサイレンを、別に定める方法により吹鳴するほか別表-1に掲げる者に対して放流の約1時間前に通報しなければならない。なお、これらの放流に関する細部取扱いについては、あらかじめ知多建設事務所長および関係市長と協議するものとする。

(17) 小里川ダム操作規則（抜粋）

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒80立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月1日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年5月31日までの期間

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高353.0メートルから標高400.5メートルまでの容量12,900,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高371.0メートルから標高400.5メートルまでの容量9,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、水位が最低水位を超える場合に常用洪水吐1門からの自然放流により行うものとする。また、非洪水期にあつては、水位が常時満水位を超える場合に、常用余水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により必要と認められたときには、その限りではない。